



生涯サポートコスモ

Vol.24

令和5年
(2023. 10)

勤労福祉会館の無料年金相談会へようこそ！

勤労福祉会館担当 理事 設楽 徹

初めまして！練馬区立勤労福祉会館が行う無料年金相談会で相談を担当する写真左から順に、門脇、設楽、飛田です。

年金トータルサポート・コスモの無料相談会は、他にきらら・ういんぐ・ココネリと計4会場あり、各会場にリーダー・サブリーダーがおかれています。ここ勤労福祉会館では、設楽リーダー、門脇・飛田サブリーダーとなっています。

練馬区立勤労福祉会館は、練馬区東大泉5-40-36にあり、西武池袋線大泉学園駅南口からゆっくり歩いて5分です。



勤労福祉会館相談担当者

勤労福祉会館での年金相談会は、平成27年5月から8月までの試行を経て、翌平成28年4月から正式にスタートし、毎月1回、第2土曜日午後2時から4時半の時間帯で開催しています。相談をお受けするのは、写真の年金トータルサポート・コスモ会員の社会保険労務士3名で、いずれも厚生労働大臣の委嘱を受けた年金委員です。

これまで、ご本人自身のご相談、ご家族・ご親戚からのご相談、職場の方からのご相談などいろいろな相談を承ってまいりました。多かったのは障害年金についてのご相談で、ご本人やご家族からのご相談が多かったように思います。

年金相談以外でも、成年後見・身体障害者手帳・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳の窓口紹介などご相談などもお伺いいたします。それぞれの分野の経験豊富な社会保険労務士が、皆さまの疑問、悩みに丁寧に答えることが可能です。

ご自身で、またご家族の方について、不安を感じたりお悩みの方は、まずはご相談ください！経験豊富なベテラン社労士が親切・丁寧に相談をお受けいたします。

それでは、勤労福祉会館でお会いいたしましょ！！お待ちしております！

◎相談のご予約は、直接練馬区立勤労福祉会館にお願いいたします。

TEL (03-3923-5511) ・FAX (03-3923-5512)

編集
発行

一般社団法人
年金トータルサポート・コスモ
〒176-0025
東京都練馬区中村南1丁目22番8-605号 恒陽鷺宮マンション
TEL:03-3998-9006 FAX:03-3998-9006



HP: <https://www.ntscosmo.com/> E-mail: jimu-kyoku@ntscosmo.com

20歳前に初診日があるお子さまの障害年金について

会員 永瀬 章治

今回は、発達障害や知的障害などをお持ちのお子様が将来、障害年金を受給するためのポイントを解説いたします。

★ 障害年金を受給するための3要件

1. 初診日要件：初めて医師の診療を受けたときに国民年金の被保険者であること。（※1）
（※1）初診日が20歳前の場合は、国民年金の加入義務がありませんので初診日要件は問われません。
2. 保険料納付要件：初診日の前日において、所定の納付要件を満たしていること。（※2）
（※2）初診日が20歳前の場合は、納付要件は問われません。
3. 障害状態要件：障害認定日（初診日の1年6月後または20歳到達日のどちらか遅い方）において、障害状態にあること。初診日が20歳前の場合は、初診日要件・保険料納付要件が問われないため、3要件のうち障害状態要件を満たすことで障害基礎年金を受給できます。

★ 初診日を証明する書類

初診日が20歳前にあることを証明するためには、初めて診療を受けた医療機関等の医師が作成した「受診状況等証明書」が必要です。医療機関が変わっていない場合は問題ありませんが、転院や閉院していると受診状況等証明書の入手が困難になります。

受診状況等証明書には時効がありませんので、お子さまの障害年金を検討されている保護者の方は、今のうちから準備しておいても良いでしょう。

なお、知的障害については誕生日が初診日と見なされますので、受診状況等証明書は不要です。

★ 障害状態を確認する書類

20歳前に初診日がある障害年金を請求するためには、20歳の誕生日の前後3月以内に作成された医師の診断書が必要です。定期的に通院している場合は主治医に依頼すればよいですが、医療機関にかかっていない場合は診断書を書いてくれる医師を見つけておく必要があります。

★ 本人や家族の申立書

障害状態は、日常生活にどのような不便があるかで判定される部分もあります。主治医でも家庭や職場での状況は十分に把握できていないこともありますので、病歴・就労状況等申立書を使って日ごろの困りごとを申し立てましょう。

病歴・就労状況等申立書は、初診日から請求日までの出来事を時系列にまとめて作成します。障害による具体的なエピソードは障害年金の請求にあたって効果的なので、日ごろからお子さまの発達記録を取っておくと良いでしょう。

★ てだすけ手帳のご案内

前号でもお知らせいたしましたが、コスモでは20歳前の障害年金を請求するためにポイントとなる情報をまとめた『輝いて生きる未来へのてだすけ手帳』を作成しております。

お問合せは、HP: <https://www.ntscosmo.com/> の問い合わせフォームからお願いします

成年後見をめぐるギモンにお答えします！

成年後見部会 理事 山本奈央

今回も障害がある方、高齢の方のご家族に向けて、成年後見を巡るギモンにお答えします。



裁判所に法定後見を申し立てた場合、
家族ではなく、裁判所が決めた人が後見人等になる場合があると聞きました。
具体的にどんな人が選ばれるのですか？

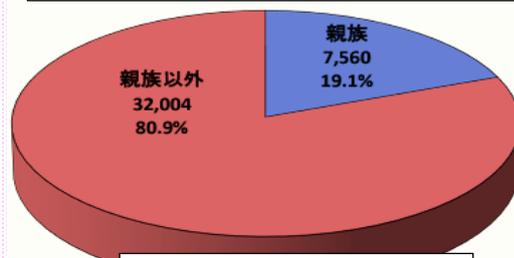


まず、後見人等に選ばれる人は、親族と親族以外のどちらが多いのでしょうか。①をご覧ください。全体の2割は親族が、残り8割は親族以外が選ばれています。「親族はたった2割?!」と驚かれた方もいるでしょう。②のグラフをご覧ください。もともと親族を後見候補者として申立てる件数自体が2割ほどしかありません。つまり親族を候補者として申立てをすると、ほとんどの場合、親族が選ばれていると言えます。

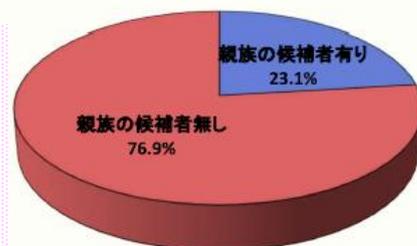
さて、次に、親族以外の後見人はどんな人たちなのか、詳しく見てみましょう。③のような内訳になっています。

「専門職」と言われる職業の人たちのほか、少数ですが社会

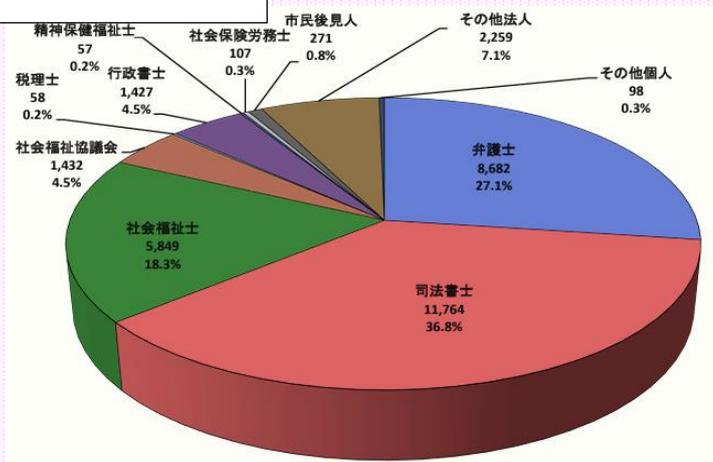
① 裁判所に後見人等に選ばれる人(親族と親族以外の割合)



② 後見人等の候補者



③ 裁判所に後見人等に選ばれる人のうち親族以外の内訳



福祉協議会(「社協」)や市民後見人も選ばれています。また「その他法人」も選ばれていることに注目してください。一般社団法人などの民間の法人も後見活動を担っているのです。実は、わたしたち一般社団法人年金トータルサポート・コスモも後見部会を作り、信頼性、継続性の高い法人としての後見を行うための準備を行っています。

※グラフ(データ)は全て最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況-令和4年1月~12月」から転載しました。

◆NTS コスモ（一般社団法人 年金トータルサポート・コスモの略称）の活動
精神障がい者の方をサポートさせていただきたいという思いからスタートし、現在は障害・老
齢・遺族年金、成年後見、ライフプランなど生涯にわたるサポートを目指しています。

◆広報紙『生涯サポートコスモ』

紙名は、NTS コスモが目指す活動の意味を重ねております。紙面では、年金相談会・成年後見活
動・てだすけ手帳（特別支援学校に通学するお子さまに将来の障害年金の手続きをご案内する手
帳）を中心に、NTS コスモの活動をご紹介します。

◆「輝いて生きる未来へのてだすけ手帳」（てだすけ手帳）

20 歳前傷病による障害年金の手続きを行うに際し、実際の受給に結びつけるためのポイントをま
とめた冊子です。

◆困ったときのご相談は、NTS コスモにお任せください！

①障害年金をはじめとした老齢・遺族を含む年金全般 ②成年後見 ③ライフプラン
に関するご相談は、下段の「無料相談会のご案内」をご覧ください。

無料相談会のご案内（予約制）

1. 開催場所・開催日

開催場所		開催日（原則）	申し込み方法
きらら	豊玉すこやかセンター6階 （練馬駅中央口 徒歩5分）	偶数月 第1日曜午後	申込書によりFAXまたは、 コスモHPの問い合わせフォーム http://ntscosmo.com/ からお申込みください
ういんぐ	石神井保健相談所内 （石神井公園駅南口 徒歩8分）	奇数月 第1日曜午後	
ココネリ	区民・産業プラザ （練馬駅北口直結）	毎月 第3土曜午後	
勤労福祉会館	練馬区立勤労福祉会館1階 （大泉学園駅南口 徒歩3分）	毎月 第2土曜午後	

2. 今後の開催予定

◆きらら・ういんぐ

2023年 11月 5日（日） ういんぐ
12月 3日（日） きらら
2024年 1月 7日（日） ういんぐ
2月 4日（日） きらら

◆ココネリ

2023年 11月 18日（土）
12月 16日（土）
2024年 1月 20日（土）
2月 24日（土）

◆勤労福祉会館

2023年 11月 11日（土）
12月 9日（土）
2024年 1月 13日（土）
2月 10日（土）

ご相談は、経験豊富な社会保険労務士が2人 1組で
お話を伺います。社会保険労務士は、国家資格を持
つ者として個人情報の秘密保持が法律で義務付けら
れていますので安心してご相談ください。

（編集委員：萩原一郎、横山優子、久保田詩織、園田真一郎、小倉健二）